

◎経済部商工観光課関係

質問項目	答弁内容
<p>プロポーザル募集要項および審査結果についてどのような不備があったのか。</p>	<p>経済部商工観光課については、令和3年のプロポーザル開始から令和5年の4月17日に市長が補助金等を出しかねると表明をした時までの関わりであり、それ以降は総務部に担当が移行しています。また、本年6月25日の調停条項案の合意、その後の庁議、全協、それから現在まで市長からの本件に関する打ち合わせ等は一切ございません。</p> <p>プロポーザル募集要項および審査結果についてどのような不備があったのかとのお質問ですが、募集要項、審査結果いずれについても不備はないと考えます。</p> <p>有識者懇談会のコメントでは、行政の予測可能性に反していないかという事が1点目、2点目は宿泊施設の運営者となりうるものが含まれていなかったという事、3点目は景観計画云々という事でした。</p> <p>まず1点目の予測可能性に反してはいないかという点についてですが、プロポーザル募集要項に「支援要望書」の項目があり、そこに「費用負担」の記載があります。「費用負担という記述は誰が負担するのかが不明確である」と市長、有識者懇談会の委員から出されていますが、文脈から判断しても、容易に市の費用負担と判断できることは明らかだと考えます。また応募者側の費用負担提案と捉えたとしても、応募事業そのものに影響を及ぼさないと考えます。</p> <p>次に、「補助金支出の用意があるとの記述がなく、議会承認の必要性についても記述がない」ということを問題視されています。同様に「補助金額が不明で最初から明示していない」ことが問題とされていますが、今回、補助金ありきのプロポーザル募集ではなく、金額上限の明示は避けるべきという判断で当初から計画をしていました。</p> <p>議会承認が必要という記載については、契約書等とは違い、プロポーザル募集要項にまで記載すべき必須事項ではないと考えています。それから「優遇制度は、税と土地賃料の優遇という記載のみである」と募集要項の「基本条件」「優遇制度」に記載していますが、「このことが応募者にとって補助金の有無、金額規模を予想できず断念した者がいたことが想定され、このことが行政の平等原則に反するとの問題はないのか」という指摘であります。一般的に優遇制度というのは、税制優遇税制であったり、あるいは入試であったり早期退職優遇というところで使われおり、補助金の交付とは一線を画していると通常考えられます。なおかつ今回の要項に優遇制度についての説明はございます。</p> <p>以上の点から、予測可能性に関し、応募を断念した者の可能性は社会通念上極めて低いと考え、プロポーザル募集内容が平等原則に反しているとは言い難いと考えております。</p> <p>加えて、公募にあたっては応募者に対し現地見学会を設けており、募集要項に対しての質問書も受け付けております。また第1次の企画提案書提出期限である令和3年6月30日までに応募があった者に対して、事前協議も設定しております。これは、それまでに興味を示した事業者を含め、広く募集を呼びかけながら公平に執行し、その中で不備・疑問点あるようであればどんな形でもよいので提案してくださいという形になっております。</p> <p>なお本プロポーザル要項の作成あるいは募集開始にあたっては、それまでのホテル誘致の中で障害となった課題解決を念頭に置き、参考となる他市の類似事例、プロポーザル要項を可能な限り取り入れ、民間のノウハウ、活力を積極的に取り入れた公民連携として、飯山市が行う当案件にふさわしい内容であるオリジナルの募集要項、これに見合う募集手続き等の工程を考え、庁内一体となり、知恵と創意と工夫を結集した内容と手続きをしてきたと考えています。</p> <p>ところが事業趣旨の逸脱、明らかな法令違反等も示されず、明確な問題点も明らかにされない中で、「その事務執行が適正に行われていたとは言えない」として、事業停止された空白のこの2年間は、事業担当課としてはいたたまれない気持ちであるということをご理解いただきたいと思っております。</p>

<p>プロポーザル要綱等の作成過程など含め、市長と今まで話し合いなどは設けられていたのか。また会議録やメモなどがあるか。</p>	<p>有識者懇談会を設置する時点からということであれば、それに対して検討するという話はありません。その際、先ほどお答えした内容も市長には伝えております。</p> <p>ただ、庁議、部課長会議、庁内会議についてこの件が出たのかというと、一切出ておりません。当然、会議録、決裁文書もございません。</p>
<p>事業者からの支援要望に対する飯山市の対応方針があるが、これは今の段階での方針だと思うが、今回の調停条項案に示されている内容で成立した場合、当初計画のホテルから大きく変更されているため、支援内容も変更する必要があると思われるが問題ないのか。またそれについて庁議等で話し合いなどが行われたのか。会議録や決裁文書等があるか。</p>	<p>今回、調停条項案ということで示された中では、大きな変更があると考えております。</p> <p>調停条項案では補助金の部分が大きく変更されており、条項案が承認されれば補助金交付要綱を改正していきたいと考えております。</p> <p>ただし、この件について事前に庁内で、庁議、部課長会議、もちろん担当部課と市長との話はこれまで一切ありませんし決裁文書等もございません。</p>
<p>基本協定締結と事業用定期借地権設定の経過その内容について。</p>	<p>基本協定につきましては、令和3年10月20日に締結し、現段階ではこの内容がそのまま継続されております。</p> <p>事業用定期借地権設定については、令和4年3月22日に締結していますが、内容も現段階ではそのままということです。</p>
<p>補助金交付要綱と、調停条項案で示された内容との整合性について。</p>	<p>補助金交付要綱の趣旨は「飯山市を訪れる旅行者等に質の高い宿泊を提供することにより、来訪者の増加を促進し、まちのにぎわい創出や地域産業の活性化を図るための施設の新設に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する」となっており、今回の調停条項案について「まちのにぎわい創出や地域産業の活性化を図るための施設」と言えるのかが論点になると思います。</p> <p>要綱では「補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長と整備計画その他必要事項について協議しなければならない」とされており、加えて補助金交付対象者は「事前協議のうえ適当と認められた整備計画に基づき、宿泊施設の新設を行う者」となっています。この要綱の対象は「駅周辺地区」とされていますが、駅前の市有地だけでなく、資料に示したもっと広いエリアとなります。</p> <p>なぜ、当初計画のホテルが補助対象になったかということ、その事前協議の中であらかじめ市長と整備計画、その他必要事項について協議し、市、担当課として整備計画が補助要綱に適合する計画であったと判断したからです。</p> <p>現在、調停条項案で示されている内容については、担当課としては今後検討していかなければならない内容と捉えています。</p> <p>また有識者懇談会のコメントで「一般的な制度に基づく経済的助成とは異なり、駅周辺始め限定された地域において、宿泊施設を新設するものに対するピンポイントの助成、特定事業者助成であるので、その助成の公益的必要性と規模は厳格に審査される必要がある。」と正式に出されています。条項案では、補助金上限額が3億円から3億6000万円に増額されていますが、内容、公益的必要性、それから助成規模の拡大については、当初計画よりも更に厳格な審査が必要ではないかと考えております。</p>
<p>健康増進施設が今回なくなっているが、これについて答えられるか。</p>	<p>プロポーザル審査に携わった経済部としては、当初計画は単に宿泊施設だけではなく、まちのにぎわい、市民の健康増進、駅周辺関連施設との連携、それから環境といった非常に多面的多様な計画が評価された上で、プロポーザル審査委員に点数をつけていただいた。</p> <p>健康増進施設がなくなることによって、同じ評価が得られるのかについては、疑問があると思います。</p>
<p>調停条項案では、補助金交付要綱の変更は金額だけの変更と捉えている。ただ担当課として、調停条項案に示された図面を見て、にぎわい創出など今まで考えていた事が実際に達成できるのかという事についてどう考えるか。</p>	<p>プロポーザルは、コンペとは違い、提案された事業者がそれに値する、能力のある事業者かどうかを選定する手法です。</p> <p>その意味でいうと、今回の最優秀者となった飯山ホテル株式会社さんは、その能力は評価されていると考えています。</p> <p>質の高いホテルという部分については捉え方が色々あると思います。部屋が良ければいいのか、あるいはスタッフが良ければいいのか、周辺の環境が良ければいいのかなど色々あると思います。宿泊に特化した今回の調停条項案に示された計画が、それに値するのかという事については、工夫の余地があるのではないかと考えています。</p>
<p>調停条項案を合意するにあたり、整合性を取るために庁内での話し合いは必要だと思うが、合意する前に担当課への市長からの聞き取りとか、あるいは会議等はあったのか。</p>	<p>調停条項案の合意の前日6月24日に市長から招集あり、総務部長、経済部長、民生部長に調停条項案についての説明がされました。その際には、6月28日に全協でお示しした資料と同じもので内容の説明をされただけです。</p> <p>全協の前日6月27日には臨時庁議が開かれ、同じ資料をもとに全協で説明すると市長からお話がありました。</p>

<p>調停に至る前、市長が補助金を執行しかねると記者会見を行い、ホテル事業者は大変心配され、2年程度の期間延長の協議をお願いしたいという文書を市に出された。その文書は商工観光課で受け取っているらしいが、それに対しての回答がなかったということだが、その辺の経過について聞きたい。</p>	<p>お尋ねの文書については、おそらく令和5年5月12日付の文書と思われませんが、商工観光課には写しが残っており、そこに当時の課長のメモがあり「市長からこの件について電話があり、そのまま市長へ届けるよう指示があったので、届けた後の対応はどうなったかわからない」という内容が記載してあります。</p>
<p>その文書が市長のところに行ったが、それに対する回答をホテル側はもらってなく、またそれ以降この問題については、担当が商工観光課から総務課に変更になったという説明がホテル側からあったが、その辺の経過について聞きたい。</p>	<p>記憶では、土曜日であるにもかかわらず当時の課長から電話で報告があり、市長から「担当課としては普通に受けたつもりであろうが、これは大変重要な文書なので簡単に考えてもらっては困る。他の人に見せたのか」と尋ねられた上で、おそらく総務部の方に渡していると思います。原本は総務部にあると思われま。</p>
<p>今回の一番の問題は景観計画への影響。ホテル側への聞き取りでも、市は景観計画を前面に押し出してきている。</p> <p>ただ、建設水道部の聞き取りでも、景観計画のどこにも高さ制限は書いてない。出さないと言っていた補助金もプラス6000万円出す。</p> <p>議会として9月議会で判断せざるを得ないが、もしこれ否決となったら、どうなるかということについて経済部として答えられるか。</p>	<p>今回の調停の大きな論点は景観条例、景観計画だと思っています。以前、景観条例の担当でしたので、今回のプロポーザルに携わったときは、全然問題ないと判断をさせていただきました。</p> <p>また、案件を景観審議会にかける前に、事前協議であったり、アドバイザーのコメントを求めることがあります。</p> <p>今回のプロポーザルの提案内容についての情報も、その当時の景観審議会の会長の東京工業大学教授には伝えてあり、その際には問題視はされておりました。</p> <p>それから現在の市長が就任され、この件について検討に入ることでしたので、令和4年12月1日にその先生のところへ、当時のまちづくり課長、商工観光課長、商工係長、まちづくり課の担当係長4名で東京に出向き、駅前ホテル建設計画に伴う景観に対する打ち合わせということで計画を説明しております。そのときの打ち合わせ記録では、まちづくり課の担当からVRを用いながら先生に説明をしています。</p> <p>それに対し、「山々の眺望は確保されおり概ね問題はないのではないか。」「囲まれ感についても良いと思う。」と先生がコメントされ記録も残っています。正式なものではありませんが、どうしても景観というと人の感覚であったり、専門家の感覚であったり、「囲まれ感」と言ってもなかなかわからない部分があると思いますが、3階建てが良くて5階建てが駄目とか、そういう単純な問題ではありません。「この場にはそのぐらいのボリュームがあってもしかるべき」「バラバラなものがあってもそれが美しい」というのが景観であったり風景であり、当時の景観条例に携わった委員さんの中には、現副市長もいましたけれども、そういった意見を総合的に考え、景観審議会に諮るという組み立てができております。その点からも景観条例、景観計画には違反していないと思っていますので、調停条項案の図面でホテルが出来るとすれば、残念であると考えております。</p>
<p>今回の調停条項案に示されたホテルは、プロポーザルの内容等から大きくかけ離れている。</p> <p>例えば、先程示された、補助対象エリアに調停条項案に示された図面と同じ様なホテルを建てるという業者が出てきて、補助金をお願いしますと言われた場合には、当然執行しなければいけないと思うが、できるのか。</p>	<p>現在の補助金交付要綱の解釈ではできません。</p> <p>まず、エリアの中に入っていることが条件で、その上で市長が認める事業計画、事前協議が整ったものということでいくと、今回の駅前ホテルに関して対応できるだろうと判断したのは、プロポーザルの過程、第三者の判断、そういった過程があつての補助金交付決定に至るべきだと思います。</p> <p>それから、有識者懇談会のコメントにもあるように、特定事業者助成という解釈ですと、その助成の公益的な必要性、それから規模これは厳格に審査される必要があるということ、前段階のプロポーザルの内容でもそうコメントしておりますので、今回の調停条項案に示されたものについては、さらに審査する必要があると考えております。</p>
<p>当初計画のホテルについては、景観審議会を予定されていたのか、既に開かれたのか。</p>	<p>景観審議会の担当課ではないのですが、案件があるときに、着手30日前までにその施工者が協議をすることになっています。</p> <p>景観審議会が飯山市が設置している審議会ですので常にありますので、案件があったときにそこにかけることになる。今回のホテルについては、その時期が来れば当然開かれると思います。</p>